美作大学の公立化に向けた津山市の方針（案）

令和８年 11 月

津山市

目　次

はじめに　本方針の位置付け..... 3

Ⅰ　検討経過と市としての方針..... 4

1 美作大学公立化の推進..... 4

2 公立化を進める理由..... 5

3 有識者検討会議の提言..... 6

4 市民等の意見..... 6

5 公立化に向けた５項目の検討結果..... 7

Ⅱ　大学の将来像..... 8

6 目指す大学像..... 8

① 地域に必要な人材を育成する大学..... 10

② 教育･研究の質を高め、学生の成長を支える大学.. 11

③ 地域課題の解決に取り組む大学..... 11

④ 地域に開かれた大学..... 12

⑤ 地域と共に発展する大学..... 12

7 既存学部・学科の機能強化と見直し..... 13

8 新たな教育分野の可能性..... 13

9 附属幼稚園の取扱い..... 14

Ⅲ　大学の運営体制..... 15

10 公立大学法人による運営..... 15

11 津山市単独による設置と周辺自治体との連携.... 15

12 市と公立大学法人の役割..... 17

13 法人のガバナンス..... 17

14 法人評価..... 18

Ⅳ　地域との連携..... 19

15 地域ニーズと大学をつなぐ仕組み..... 19

16 地域の企業・関係機関等との連携..... 20

17 教育機関等との連携..... 21

18 地域内入学・就職の促進..... 21

Ⅴ　公立化の実現可能性..... 22

19 公立化に必要な手続き..... 22

20 公立化に向けた工程..... 22

21 教職員・学生等の移行条件..... 23

22 法人運営基盤の整備..... 23

23 資産・負債の取扱い..... 24

Ⅵ　大学の持続可能性..... 24

24 学生確保の見通し..... 24

25 学生数と大学経営・市財政の関係..... 25

26 収支試算の前提..... 25

27 収支試算の結果と市の考え..... 26

28 健全な財政運営..... 30

29 経営環境の変化への対応..... 30

Ⅶ　公立化に関する判断と今後の進め方.... 31

30 大学の存続に向けた方策の検討..... 31

31 公立化を推進する総合判断..... 32

32 公立化に伴う市の責任..... 32

33 公立化に向けた今後の進め方..... 33

34 市民意見の募集..... 33

※目次中、Ⅰ～Ⅶは「章」を、１～34 は「項」を表しています。

はじめに　本方針の位置付け

本市では、人口減少や少子化が進む中、若者の流出や地域を支える人材の不足など、地域の将来に関わる課題への対応が一層重要になっています。こうした中、地域に必要な人材を育成し、若者が地域で学び、働き、暮らすことのできる環境を維持していくことは、地域の持続可能性を高める上で極めて重要です。

美作大学は、美作地域唯一の４年制大学として、長年にわたり、食、子ども、福祉など、地域の暮らしを支える分野で専門職人材を育成してきました。また、学生や教職員による地域活動、地域の企業や団体、学校、自治体等との連携、地域課題に関する教育・研究を通じ、人材育成にとどまらない幅広い役割を担っています。

こうした大学の役割を踏まえれば、教育や人材育成に必要な支出については、単なる財政負担としてではなく、地域の将来に価値をもたらす投資という視点からも捉えることが重要です。

一方、全国的な 18 歳人口の減少、若者の都市部への流出、大学間競争の激化などにより、地方の小規模私立大学を取り巻く環境は厳しさを増しています。美作大学においても、近年は入学者の確保が課題となっており、学生数の減少による収入への影響や、施設・設備の維持・更新等を踏まえ、将来にわたり安定した大学運営を続けるための方策を検討する必要があります。

昨年度、本市が設置した有識者検討会議では、大学の救済ではなく、その機能を地域のまちづくりに活かすことを基本に、大学の存続に向けた複数の方策の有効性、実現可能性、課題等が比較・検討されました。また、地域の人材需要や大学の特色、持続可能性等を踏まえ、既存学部の機能強化や新たな教育分野、地域連携のあり方等についても議論されました。

その結果、美作大学は、専門職人材の育成、若者の定着、地域経済やにぎわいづくりなどの面で代替困難な役割を担っており、大学の存続方策の中では、公立化が学生募集や財務基盤の強化の面で、他の方策と比べて実現可能性が高いとの提言が示されました。

一方、将来的な市の財政負担や学生確保、施設更新などの課題やリスクもあり、公立化後も継続的に大学改革に取り組むことが必要であると指摘されています。

本市では、この提言を踏まえつつ、市民懇談会、関係団体との懇談会、出前説明会等を通じて、市民や関係者から大学の役割や公立化への期待、財政負担や学生確保に対する懸念、大学改革や地域連携への意見等を伺いながら検討を進めてきました。

また、本年８月 31 日には、美作大学を、地域を支える「まちづくりの核」として活かすことを視野に、公立化に向け、①大学の将来像、②大学の運営体制、③地域との連携、④公立化の実現可能性、⑤大学の持続可能性の５項目について、具体的な検討・協議を進め、その結果や市民意見を踏まえて最終的な判断を行う考えを公表しました。

その後、本市では、この５項目を中心に、大学の将来像や運営体制、学生確保の見通し、収支、地域連携のあり方等についての検討と関係機関との協議を重ね、最終的な判断に必要な課題や条件を整理してきました。

本方針は、有識者検討会議の提言や市民・議会・関係者の意見、これまでの検討・協議を踏まえ、５項目の検討結果を整理するとともに、美作大学の公立化に関する本市の判断、その判断に至った経緯及び今後の基本的な考え方を示すものです。

本市は、公立化を契機として、これまで大学が培ってきた教育・研究の質を高め、地域に必要な人材の育成や課題解決に取り組む大学づくりを進めるとともに、地域も学生の学びや大学の活動を支える関係を築くことで、大学と地域が共に発展する好循環を生み出すことを目指します。こうした取組を通じて、津山市第６次総合計画が掲げる「誰もが自分らしく活躍し、希望を実現できるまち津山」の実現につなげます。

Ⅰ　検討経過と市としての方針

１　美作大学公立化の推進～「まちづくりの核」として活かす～

本市は、美作大学が有する人材育成や地域課題の解決等の機能を将来にわたり維持・強化し、地域を支える「まちづくりの核」として活かしていくため、美作大学の公立化を推進することとしました。

今後は、令和 10 年４月の公立化を目標に、学校法人美作学園（以下「美作学園」といいます。）や関係機関との協議を進め、必要な議会審議等を経ながら、具体的な準備を進めます。

（1）公立化の対象

公立化の対象は美作大学のみとし、附属幼稚園については公立化の対象としません。

（2）公立化の方法

公立化後の大学については、市が直接運営する方式ではなく、公立大学法人を設立して運営する方式とし、その法人は本市が単独で設立します。

一方、大学の教育・研究や人材育成の効果は周辺地域にも及ぶことから、周辺自治体とは、地域連携組織の共同運営を軸に、地域内入学・就職の促進、共同研究等を通じた広域連携を図ります。

（3）５項目の検討・検証

８月 31 日に提示した５項目について、検討・検証を行いました。その結果、公立化後も、学生確保、施設の改修・更新、市の財政負担など、継続して対応すべき課題があることを確認しました。

こうした点を踏まえた上で、これまでの検討・議論や市民・関係団体の意見等も総合的に勘案し、大学の教育・研究や人材育成の機能を維持し、更に強化していくためには、公立化が最も現実的かつ適切な方策であり、市として推進すべきものと判断しました。

今後、詳細な制度設計や移行条件については、関係者との協議や議会の審議を経て具体化します。

（4）公立化後の機能強化に係る３つの柱

公立化後の大学については、現在の大学が有する資源を基盤としながら、公立化を大学改革の契機とし、次の３項目を柱として教育・研究や地域貢献の機能の向上を図ります。

ア　教育・研究及び人材育成機能の維持・強化

美作大学がこれまで培ってきた食、子ども、福祉分野の強みを基盤としながら、各分野の専門性と独自性を高めるとともに、分野を越えた連携を通じて、複雑化する地域課題に応える新たな知と実践を創出し、学生から選ばれる大学づくりを進めます。

イ　地域とのつながりの強化

地域に必要な人材の育成に加え、地域の企業や団体、学校、自治体等が抱える課題を大学の教育・研究と結び付け、学生や教員が地域と共に課題解決に取り組み、その成果を地域へ還元する仕組みを強化します。

ウ　地域全体での大学の力の活用

大学の教育・研究で培った知見や学びの機会を地域全体に広げます。大学が有する人材、知識、研究成果、施設等を地域の暮らしや様々な活動に活かすとともに、大学の取組や成果を地域と共有し、大学と地域が互いに支え合う関係を一層深めます。



２　公立化を進める理由

（1）大学を取り巻く環境

美作大学の公立化を推進する背景には、全国の大学、特に地方の小規模私立大学を取り巻く構造的な環境変化があります。

全国の 18 歳人口は、今後更に減少することが見込まれています。大学進学率が一定程度上昇しても、それを上回るペースで 18 歳人口が減少すれば、大学へ進学する若者の総数も減少するため、地方に立地する大学では学生確保を巡る競争が一層厳しくなると考えられます。

（2）若者の流出と地域への影響

進学や就職を契機として若者が都市部へ流出する傾向が続いています。若者の流出は、人口減少だけでなく、地域産業、医療、福祉、教育、保育等を担う人材の不足にもつながります。

地域に大学があることは、地域の若者に地元で学ぶ選択肢を提供するとともに、市外・県外から若者を地域に呼び込み、地域との接点を持つ機会を生み出す上でも重要です。

（3）美作大学の経営課題

美作大学では、学生数の減少やそれに伴う収支の悪化に対応するため、教育内容の見直し、学生募集の強化、収支改善に向けた収入増加・支出削減の取組などの経営改善に取り組んでいます。

しかし、今後の 18 歳人口の減少を踏まえれば、美作大学の自助努力だけで学生確保と経営の安定化を図ることは容易ではありません。

（4）現段階で判断する必要性

一方、美作大学は、地域に必要な専門職人材の育成や若者の定着、地域経済への貢献など、地域社会を支える役割を担っています。

こうした大学の機能を将来にわたり維持していくためには、学生数の減少や経営状況の悪化が

更に深刻化する前に、対応を進める必要があります。

大学運営が一層厳しくなり、教育・研究の縮小や学生募集力の低下が進めば、経営改善や他法人への譲渡が更に難しくなり、大学の存続に向けた選択肢が限られる可能性があります。このため、本市では、現段階で大学の将来について判断する必要があると考えました。

３　有識者検討会議の提言

（1）検討経過

令和６年１月、美作学園から本市に対し、美作大学の公立化に向けた検討を求める要望書が提出され、その後、約３万人の署名や各種団体からの要望書も寄せられました。こうした経緯を踏まえ、本市は、美作大学の公立化を含む大学のあり方について専門的な見地から検討するため、令和７年６月に「美作大学の公立化に関する有識者検討会議」（以下「有識者検討会議」といいます。）を設置しました。

同会議は、教育関係者、商工団体関係者、学識経験者等９名で構成され、令和７年６月から 11 月まで計５回開催されました。会議では、大学が地域で果たしている役割、学生募集や経営の状況、地域経済への影響、公立大学制度、収支試算、大学の存続に向けた方策、附属幼稚園の取扱い等について幅広く検討され、令和７年 11 月 13 日に報告書が取りまとめられました。

（2）大学の地域的役割に対する評価

こうした検討を通じて、美作大学は、地域に必要な専門職人材の育成、若者の定着、地域経済や地域活動への貢献など、地域にとって代替が困難な役割を担っていると評価されました。

（3）存続方策の比較と提言

私立大学としての存続、他法人への経営譲渡、市による独自支援、広域での運営、公立化といった複数の方策について比較・検討が行われました。その結果、公立化には将来的な市の財政負担や学生確保、施設更新等の課題やリスクがあるものの、大学の存続を図る上で、学生募集や財務基盤の強化が期待でき、他の方策と比べて実現可能性が高いとの提言が示されました。

（4）公立化後に求められる取組

公立化の比較優位性が示されましたが、公立化によって大学の将来が保証されるものではなく、公立化後も学生確保や大学改革、健全な財政運営、地域との連携強化等に継続的に取り組む必要があることも指摘されています。

４　市民等の意見

（1）市民・関係者との対話

美作大学の今後のあり方を考える上では、専門的な検討だけでなく、市民や地域の関係者に大学の現状や公立化の検討状況をお伝えするとともに、大学に対する期待や懸念など、幅広い意見を伺うことが重要であると考え、説明と対話の機会を設けてきました。

関係する 24 団体との懇談会のほか、職員による出前説明会を７回、公民館での市民懇談会を６会場、オンラインによる市民懇談会を２回開催しました。このほか、市ホームページやパネル展示等による情報提供に加え、メール・はがき、電話・来庁等を通じても意見を伺いました。

（2）大学の役割に対する評価

寄せられた意見には、大学の存続や公立化への期待がある一方、市の財政負担や大学の将来性に対する懸念もありました。

大学の役割については、管理栄養士、教員、保育士、社会福祉士等の地域に必要な人材を育成していること、若者が地域で学ぶ場となっていること、学生の存在が地域経済や地域活動を支えていることなどを評価する意見がありました。

（3）公立化への懸念

公立化後も学生を確保できるのか、大学運営や施設更新に伴い市にどの程度の負担が生じるのか、公立大学の運営経費として国から市に交付される地方交付税交付金※（以下「地方交付税」といいます。）の学生１人当たりの算定単価が将来も現在の水準で維持されるのか、学生数や収支が想定を下回った場合にどのように対応するのか、といった懸念も寄せられました。

※地方交付税

地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるよう、国が地方公共団体間の財源の不均衡を調整するために交付するもので、使途は限定されていません。

（4）大学改革への意見

公立化するのであれば、単に現在の大学を維持するのではなく、新たな教育分野の検討、地元からの進学や卒業後の地域内就職、津山工業高等専門学校（以下「津山高専」といいます。）や周辺自治体との連携、地域課題の解決など、地域にとってより役立つ大学に改革すべきとの意見もありました。

本市では、こうした大学の存続や公立化への期待に加え、財政面等への懸念や大学改革に関する提案も踏まえ、公立化に向けた検討・検証を進めてきました。今後も、寄せられた意見を大学改革や具体的な制度設計等に活かします。

５　公立化に向けた５項目の検討結果

（1）５項目の検討経過

令和８年８月 31 日、本市は、美作大学の公立化に向け、①大学の将来像、②大学の運営体制、③地域との連携、④公立化の実現可能性、⑤大学の持続可能性の５項目について、具体的な検討・協議を進める考えを示しました。

その後、有識者検討会議の提言や市民・関係者の意見等を踏まえ、大学や関係機関との協議、先行事例の調査、収支の時点修正等を通じて、これらの事項について検討・検証を行いました。

こうした取組を通じて、公立化後の大学の基本的な方向性や運営体制、地域との連携のあり方を整理するとともに、国・県との協議を進め、公立化に必要な手続や今後の進め方を整理しました。これらを踏まえ、令和 10 年４月の公立化を目標として、具体的な準備を進めることが可能であるとの見通しを得ました。

今後も、関係機関との協議を継続しながら、公立大学法人の設立や大学の設置者変更に必要な手続を進めます。

（2）検討結果

今回の主な検討結果と、今後具体化する事項は次のとおりです。

検討項目	今回整理した主な方針・検証結果	今後具体化・決定する事項
①大学の将来像	・食、子ども、福祉の既存分野を基盤に、教育・研究の質の向上と地域の人材需要に対応した大学改革を進める。 ・附属幼稚園は公立化の対象外とする。	教育内容の見直しや新たな教育分野の必要性・可能性の検討、附属幼稚園等との実習・研究等での連携の方法。
②大学の運営体制	・単独設置と共同設置の比較・検討を踏まえ、本市単独で公立大学法人を設立する。 ・公立大学法人の教職員は非公務員とし、法人の自主性・自律性を尊重する。	定款、役員・教職員の体制、法人の組織・運営制度、ガバナンス、評価制度等。
③地域との連携	・地域連携組織の共同運営を軸に、地域内入学・就職の促進や共同研究等を通じた広域連携を進める。 ・大学の教育研究・地域貢献における地域連携機能を強化する。	地域連携組織の設置・運営方法、地域枠、奨学金、実習、就職、共同研究等の周辺自治体との具体的な連携事業、役割分担や費用負担等。
④公立化の実現可能性	・令和 10 年 4 月の公立化を目標に、公立大学法人の設立や大学の設置者変更に必要な認可、議会手続や移行条件を整理する。 ・美作学園の既存借入金等は引き継がないことを前提に協議する。	資産の移管、教職員の雇用・移行条件、法人運営に必要な制度設計、国・県等との協議・認可手続。
⑤大学の持続可能性	・学生数、地方交付税、運営経費、施設改修等の条件を見直した収支の時点修正により、複数の条件下で公立大学法人の 20 年間の累積収支が黒字となる試算結果を確認した。 ・学生確保や施設更新等の中長期的な課題も把握した。	学生確保策、運営費交付金の制度設計、施設の改修・更新計画、収支見通しの継続的な検証等。

これらの検討結果に加え、有識者検討会議の提言、市民・関係者の意見、議会での議論等も踏まえ、本市では、公立化を推進する方針とするとともに、その実現に向けた基本的な方向性と、今後具体化すべき事項を整理しました。

以下の第Ⅱ章から第Ⅵ章では、５項目の検討・検証内容と本市の考え方を具体的に示します。

Ⅱ　大学の将来像

６　目指す大学像

（1）目指す大学の基本的な方向性

地域に根ざし、人と知を育み、未来を創る大学

本市は、公立化後の大学と連携し、大学が地域に必要な人材を育成するとともに、教育・研究を通じて地域の課題解決や持続可能な地域づくりに貢献する「まちづくりの核」となるよう、その機能の一層の向上を図ります。

また、大学で学んだ人材が地域で活躍し、地域の企業や団体、自治体等が学生の学びや大学の教育・研究を支えることで、大学の魅力や教育・研究機能が更に高まるという好循環を生み出し、

大学と地域が共に歩み、未来を創ることを目指します。

この方向性は、津山市第６次総合計画の基本理念である「ひとが育ち、可能性が広がるまちへ」「つながり、支え合い、安心できるまちへ」「魅力的な仕事や働き方があるまちへ」にも通じるものです。大学の教育・研究や人材育成、地域連携をこの計画と結び付けながら、こうしたまちづくりに貢献する大学を目指します。

（2）大学づくりの５つの方向性

こうした大学像の実現に向け、公立化後の大学づくりを次の５つの方向性に沿って進めます。

① 地域に必要な人材を育成する大学

地域の暮らしや産業を支える専門職人材を育成するとともに、社会や地域の変化に対応できる力を育て、地域での活躍・定着につなげます。

② 教育・研究の質を高め、学生の成長を支える大学

教育・研究の質を高め、地域との関わりも活かしながら、一人ひとりの学生の成長と挑戦を支え、学生から選ばれる大学を目指します。

③ 地域課題の解決に取り組む大学

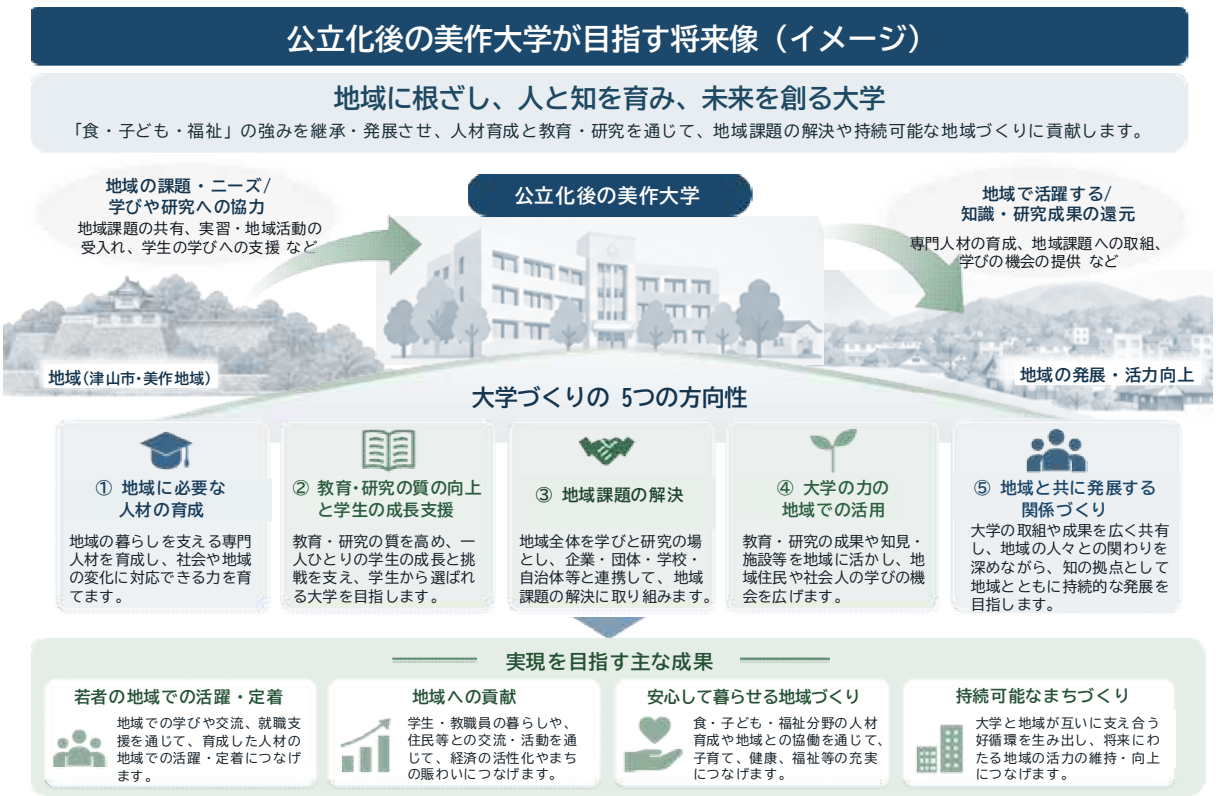
地域全体を学びと研究の場として、地域の企業、団体、学校、自治体等と連携し、地域課題の解決に取り組みます。

④ 地域に開かれた大学

教育・研究の成果を地域へ還元するとともに、地域住民や社会人の学びの機会を広げ、大学の知識や施設等を地域で活かします。

⑤ 地域と共に発展する大学

取組や成果を広く共有し、知の拠点として地域と一体となった持続的な発展を目指します。



（3）目指す大学像を実現する具体的取組

美作大学は、「美作大学ビジョン 2030」において、専門職人材の育成に加え、地域社会の変化を担う人材の育成や、地域を教育・研究の場とした課題解決への取組などを将来像として示しています。また、教養・専門教育の改革、学修成果の把握、研究力の向上、学生支援、地域貢献等を掲げています。

本市は、こうした美作大学自身の改革の方向性も踏まえ、その強みを継承・発展させながら、地域の人材育成や課題解決につながる教育・研究の一層の充実を図ります。

具体的な教育内容や取組については、今後、美作大学や関係者との協議を通じて検討し、公立化後の中期目標・中期計画等への反映を図るとともに、その成果を継続的に確認します。

以下の①から⑤では、目指す公立大学像を実現するための取組の方向性を示します。また、「７ 既存学部・学科の機能強化と見直し」から「９　附属幼稚園の取扱い」では、大学の将来像に関わる個別の方針を示します。

① 地域に必要な人材を育成する大学

ア 専門職人材の育成

美作大学は、食物学科、児童学科、社会福祉学科において、管理栄養士、教員、保育士、社会福祉士等、地域の暮らしに密接に関わる専門職人材を育成してきました。

人口減少や高齢化が進む中、子育て支援、健康づくり、地域福祉、教育等を担う専門職人材の重要性は一層高まっています。公立化後は、食、子ども、福祉等の分野で培ってきた教育・研究の強みを基盤として、地域の暮らしや産業を支える人材の育成機能を維持・強化します。

特に、本市の総合計画が重視する子どもの育ちと学び、健康づくり、地域での支え合いに貢献するため、それぞれの現場で専門性を発揮できる人材を育成し、地域に必要な人材の確保につなげます。

イ 社会や地域の変化に対応できる力の育成

人口構造や生活環境、働き方等の変化に伴い、地域で求められる知識や能力も変化していきます。このため、専門的な知識や技能に加え、課題を自ら発見し、異なる分野の人々と協働しながら解決に取り組む力を育てます。

また、AI やデジタル技術、データを適切に活用し、保育・教育、健康・栄養、福祉等の現場で、業務やサービスの改善に取り組むことのできる人材を育成します。こうした技術の活用力と専門性を備え、暮らしを支える現場で課題解決や新たな価値の創出に取り組む人材は、「アドバンスト・エッセンシャルワーカー（Advanced Essential Worker：AEW）」と呼ばれており、本市にとってもこれから必要となる人材です。

ウ 地域での活躍・定着につながる人材育成

地域の企業、福祉施設、学校、保育施設、自治体等と連携し、実習やインターンシップ、地域活動を通じて、学生が地域の仕事や暮らしへの理解を深める機会を充実させます。また、大学の教育・研究を通じて地域との接点を広げ、地域課題の解決に取り組むとともに、地域に必要な人材を育成します。

さらに、本市や企業、団体等と連携し、大学での学修、地域での実習や交流、就職支援を結び付けることで、出身地にかかわらず、学生が地域との関わりを深めながら進路を考えられる環境を整えます。こうした取組を通じて、産学官で人材需要や育成上の課題を共有し、教育内容や実習の充実、地域企業の雇用条件や職場環境の改善、人材育成の充実を促進するとともに、

若者が働き、暮らし、子育てをしながら将来を描ける地域環境の整備や、地域の就職先に関する情報提供を進めることで、産学官が連携して育成した人材の地域での活躍・定着を目指します。

② 教育・研究の質を高め、学生の成長を支える大学

ア 教育の質の向上

公立化後も学生から選ばれる大学であり続けるため、学生確保に取り組むとともに、教育・研究の質を更に高めます。

公立化に伴う授業料負担の軽減や大学の認知度向上が期待される一方、それだけで将来にわたり学生を確保できるわけではありません。学生一人ひとりの成長につながる、魅力ある教育を提供し続ける必要があります。

そのため、食、子ども、福祉分野の専門性と地域の特色を結び付け、学生が地域の課題に向き合いながら実践的な力を身に付ける、津山ならではの学びの充実を図ります。

イ 学修成果・学生支援

美作大学では、データサイエンス教育、学生が主体的に学ぶ授業、地域や企業の課題を扱う課題解決型学習（Project/Problem Based Learning：PBL）、教員の教育力向上等に取り組んでいます。公立化後は、地域との関わりも活かしながら、専門教育を基盤として、情報を活用する力、専門分野を越えて課題を考える力、他者と協働して課題を解決する力を育てる教育の一層の充実を図ります。

また、学生の学修成果や資格取得、進級・退学、就職等のデータを収集・分析するとともに、卒業時に身に付けた知識や能力を把握し、教育の質の向上や学生支援の充実に活かします。

美作大学がこれまで特色としてきた、学生一人ひとりに寄り添う教育や、担任制度等によるきめ細かな学生支援については、今後も大学の強みとして継承します。学修面に加え、学生生活、経済面、進路・就職等についても総合的に支援し、学科と学生支援部門が連携しながら、安心して学べる環境を整えるとともに、卒業後の希望する進路の実現を支えます。

ウ 研究の充実と質の向上

教育の質を支える研究活動についても、その充実を図ります。外部研究資金の獲得、若手研究者への支援、地域課題に関する研究を進められる環境づくりを更に推進し、研究活動の活性化につなげます。具体的な教員体制や研究費の配分等については、今後の法人運営に関する制度設計や中期計画等の中で検討します。

③ 地域課題の解決に取り組む大学

ア 地域課題を活かした教育・研究

大学を地域の「まちづくりの核」として活かすため、地域をキャンパスとして、学生の学びと教員の研究の場を地域全体に広げ、地域課題の解決に向けた実践を通じて教育・研究の充実を図ります。

地域が抱える課題は多様化・複雑化しており、大学の専門的な知識や研究成果を活かすことが期待されています。一方、地域の現場には、学生の学びや教員の研究につながる様々な課題や可能性があります。

美作大学では、これまでも学生や教員による地域活動、地域の企業や福祉施設、学校、保育施設等での実習、地域課題を扱う学修などに取り組んできました。公立化後は、こうした実績を基盤として、地域との連携を一層深め、実践的な学びや研究につなげます。

イ 地域との協働による課題解決と成果の還元

地域の企業や団体、学校、自治体等と連携し、地域での教育活動や共同研究・受託事業を展開することで、学生や教員が地域の関係者と共に課題の把握や解決に取り組む機会の充実を図ります。また、食、子ども、福祉等の専門分野を横断した学びや研究を促進し、多様な視点から地域課題の解決を目指します。

具体的な課題の設定に当たっては、本市の第６次総合計画との関連も踏まえながら、周辺自治体を含む地域の課題やニーズを把握し、大学の専門性を活かせる分野から、関係者と目的や役割分担、経費等を協議して取組を具体化します。

こうした取組は、学生が専門的な知識を実際の課題に活用する力を身に付け、地域の仕事や暮らしへの理解を深める機会となります。また、教員にとっても、地域の現場から新たな研究課題を見いだすことにつながります。

さらに、地域での実践から得られた成果のうち、知的財産に該当するものについては、適切な管理・活用を通じて地域への還元を図るとともに、そこから得られた知見や明らかになった課題を教育・研究に活かし、大学と地域が共に発展する好循環を目指します。

④ 地域に開かれた大学

ア 地域住民の学びの機会

公立大学には、学生に対する教育や研究に加え、地域住民や社会人の多様な学習ニーズに応え、生涯にわたる学びを支え、キャリア形成を支援する役割も求められます。

美作大学は、食、子ども、福祉等、地域の暮らしに密接に関わる専門分野を有しています。これらの分野で培ってきた知識や経験、教育・研究の成果、大学の施設等は、学生の教育だけでなく、地域の様々な場面での活用も期待されます。

公立化後は、大学の専門性を活かした公開講座等の生涯学習の機会を拡充し、子どもから高齢者まで、幅広い世代が大学で学ぶ機会を広げます。また、社会環境や働き方の変化を踏まえ、社会人の学び直し（リカレント）や専門職の能力向上につながる実践的な学習（リスキリング）を支援し、キャリア形成の機会の充実を図ります。

イ 大学施設等の地域活用

大学図書館や教室、体育施設等についても、学生の教育・研究活動に支障のない範囲で、地域住民の利用や交流の機会を広げるための方策を検討します。

こうした取組を通じて、大学の力を地域に広く活かし、地域住民の学びや暮らし、地域の様々な活動を支える大学づくりを進めます。

⑤ 地域と共に発展する大学

ア 知の拠点としての役割

大学が地域と共に発展していくため、教育・研究や地域貢献の取組とその成果を地域と共有し、地域の大学に対する理解を深め、信頼を高めていくことが重要です。

美作大学では、これまでも学生や教職員による地域活動などを通じて、地域社会とのつながりを築いてきました。公立化後は、こうした関係を更に深めるとともに、大学が地域で果たしている役割や教育・研究、地域貢献の成果を分かりやすく発信し、地域の人々から信頼される「知の拠点」としての役割を果たします。

イ 地域と一体となったまちづくりの推進

地域住民や企業、団体等から大学に対する期待や意見を幅広く伺い、地域のニーズや大学に求められる役割を把握するとともに、教育・研究や地域貢献の取組の改善に活かします。

また、地域の人々が大学の取組への理解を深め、学生の学びや活動を支えるなど、様々な形で大学に関わることができる環境を整え、まちづくりに一体となって取り組むパートナーシップを構築し、地域と共に持続的な発展を目指します。

7　既存学部・学科の機能強化と見直し

（1）教育・人材育成の充実

公立化に当たっては、現在の学部・学科の構成を基本とし、これまで培ってきた食、子ども、福祉分野の強みを活かしながら、教育・研究や人材育成機能の充実を図ります。

具体的な教育内容やプログラムの見直しについては、各学科の志願者・入学者の動向、資格取得実績、卒業生の就職状況、地域の人材需要に加え、将来の 18 歳人口や進学者数の見通し等を踏まえ、公立化前後を通じて、美作学園と協議しながら方向性を検討します。

また、「6　目指す大学像」で示した大学づくりの方向性を踏まえ、専門職人材の養成に必要な教育の質を確保するとともに、社会や地域の変化に対応できる力の育成や、地域と連携した実践的な教育の充実を目指します。

（2）教育組織の見直し

こうした取組を進める中で、長期的な学生確保の見通しや地域の人材需要、教員の配置、施設・設備の状況、運営に必要な経費等を総合的に考慮し、教育の質の確保と持続可能な大学運営の両面から、必要に応じて入学定員やコース、学科構成等の見直しについても検討します。

8　新たな教育分野の可能性

（1）新たな教育分野の必要性と方向性

新たな教育分野については、有識者検討会議において、学生や企業等のニーズ、地域の産業特性等を踏まえ、工学、情報・データサイエンス、看護の 3 分野が候補として挙げられました。

その後、経済産業省が令和 7 年 5 月に示した 2040 年に向けた産業構造の見通しや、文部科学省が本年 7 月に示した私立大学の公立化に関する留意事項等も踏まえ、地域の人材需要や大学の特色の観点から、各分野の必要性について検討を進めてきました。

国は、医療・介護等の分野において、専門性に加え、デジタル技術等を活用して業務やサービスを高度化できるアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成を重視しており、こうした人材の育成は、美作大学が強みを持つ食、子ども、福祉の各分野との関連性が特に高く、教育・研究機能の充実にもつながります。

また、看護分野は、既存学部との親和性が高く、教育・研究における密接な連携や相乗効果が期待できる分野であり、看護人材の確保や多様化・高度化する医療ニーズへの対応といった地域の課題にも関わっています。

一方、工学・情報分野については、津山高専が国の「大学・高専機能強化支援事業」に採択され、情報分野の人材育成を強化しています。このため、津山高専の取組も踏まえ、教育内容や人材育成について連携を進めていく必要があります。

こうしたことから、新たな教育分野については、既存学部との連携や地域の高等教育機関との

役割分担等を踏まえ、教育・研究機能の強化につながるよう、アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成を含め、地域の暮らしや産業を支える人材の育成に資する分野を検討します。

（2）新学部・学科の設置に伴う課題

新学部・学科の設置には、教員や施設・設備、実習先等の確保が必要となり、初期投資や継続的な運営費も生じます。また、学生確保の見通しに加え、卒業生の地域への就職・定着につながるかどうかについても、十分に検証する必要があります。

このため、新学部・学科の設置を公立化の前提とはせず、その必要性と実現可能性については、公立化後も引き続き検討を行います。

（3）今後の検討方針

新たな教育分野への対応については、新学部・学科の設置に限らず、既存学科へのコースや副専攻、学科を越えた教育プログラムの導入、他の高等教育機関との連携なども検討します。

工学・情報分野については津山高専との連携、看護分野については地域の医療人材の需要や医療機関等との連携の可能性なども踏まえ、それぞれの分野に応じた導入方法や条件を整理します。

今後は、教員・施設・実習先等の確保や施設等の整備、財政面での持続可能性等を十分に検証し、導入の可否や時期を判断します。

９　附属幼稚園の取扱い

附属幼稚園については、大学の教育・研究との関係に加え、市内の幼児教育・保育の状況や将来の需要、運営の持続可能性等を総合的に検討した結果、公立化の対象とせず、本市は設置・運営を引き継がないこととします。

（1）大学の教育・研究との関係

附属幼稚園は、これまで学生の実習や大学教員による研究、学生と園児との交流等を通じて、大学の教育・研究に重要な役割を果たすとともに、地域の幼児教育や子育て支援にも貢献してきました。公立化後も、こうした教育・研究上のつながりを維持・発展させることが重要です。

一方、必要な実習や研究等の機会は、設置主体が異なる幼稚園、保育所、認定こども園等との連携によっても確保することが可能です。

（2）幼児教育・保育の状況

本市では、少子化の進行により、幼児教育・保育施設全体の利用者数が減少しています。附属幼稚園が給食や預かり保育等を通じて保護者の保育ニーズに対応してきたことを踏まえ、幼稚園だけでなく、保育所や認定こども園を含む市内全体の需要と受入体制について検討しました。

【市内の幼児教育･保育施設の利用状況 （各年度５月１日現在）】

区分	令和３年度	令和８年度	増減
美作大学附属幼稚園	166 人	101 人	▲65 人(39.2％減)
市立幼稚園２園	158 人	104 人	▲54 人(34.2％減)
幼児教育利用者計（※1）	489 人	334 人	▲155 人(31.7％減)
保育利用者計（※2）	3,088 人	2,645 人	▲443 人(14.3％減)

※1　幼稚園の園児数及び認定こども園の１号認定利用者数の合計

※2　２号･3 号認定による利用者数

こうした園児数の減少に加え、教育・保育環境や教職員体制の維持、施設の維持管理等にも継続的な対応が必要となります。また、附属幼稚園を公立化した場合、現在の私学助成よりも有利な地方財政措置が見込まれる一方、中長期的には幼稚園の赤字の拡大が見込まれるほか、施設更新に伴う本市の財政負担も懸念されます。

（3）公立化後の連携

公立化後の大学では、公立・私立を問わず、地域の幼児教育・保育施設との連携を通じて、必要な実習や研究等の機会の確保を図ります。

その中でも、附属幼稚園については、これまでの大学との関係や教育・研究の実績を踏まえ、今後も必要な連携・協力の維持・発展を図るため、美作学園との協議を進めます。

連携の具体化に当たっては、施設・設備の利用、教職員の協力体制、必要な経費及び責任分担等を整理し、双方の運営に支障が生じない持続可能な仕組みを検討します。

Ⅲ　大学の運営体制

10　公立大学法人による運営

（1）公立大学法人による運営

美作大学の公立化に当たっては、地方独立行政法人法に基づく公立大学法人を設立し、その法人が大学を設置・運営する方式とします。公立化後は、美作学園は大学の設置・運営主体ではなくなり、大学の経営及び運営には関与せず、大学の設置・運営は、本市が設立する公立大学法人が担います。

公立大学法人は、市とは別の法人格を持ち、教育・研究、人事、組織、予算執行等について自主性・自律性を持って大学を運営する仕組みです。一方、本市は設立団体として、中期目標の設定や必要な財政措置を行うとともに、評価委員会による法人の業務実績の評価等を踏まえ、大学運営に責任を持って関与します。

（2）法人の組織・運営体制

公立大学法人の教職員は、地方公務員ではなく、公立大学法人が雇用する職員となります。

今後は、法人の名称、目的、業務範囲、役員構成、理事長・学長のあり方、事務組織、大学内部の組織、地域連携機能等について、具体的な制度設計を進めます。その際には、現在の大学の組織や運営体制を踏まえ、公立大学法人として透明性や説明責任を確保するとともに、適切かつ迅速な意思決定ができる体制を整えます。

11　津山市単独による設置と周辺自治体との連携

（1）津山市単独による設置

公立大学の設置については、複数の自治体による共同設置（一部事務組合等）と、本市単独による設置を比較・検討するとともに、周辺自治体とも協議を行ってきました。

公立化した大学の先行事例では、複数自治体が共同で公立大学法人を設立している場合、いずれも私立大学の誘致・設置当初から複数自治体が関与しており、大学の公立化を機に共同設置した事例はありません。

また、共同設置は、大学運営に広域的な視点を反映できる方法の一つですが、設置時の費用負担や公立化後の運営責任、意思決定の仕組み等について、関係自治体間で合意形成を図る必要があります。設立後も、毎年度の大学運営や将来の施設整備、大学改革等について、継続的な協議

や調整が求められるほか、共同設置によって大学運営に係る地方交付税の算定額が増加するものではないことも踏まえる必要があります。

これに対し、本市が単独で公立大学法人を設立する場合には、法人の運営に対する市の責任が明確となり、設立団体としての意思決定を迅速かつ円滑に行うことができます。また、大学を取り巻く環境が厳しさを増す中、大学の存続と機能強化に向けて早期に対応する必要もあることから、本市単独での設置が適切であると考えました。

こうした比較・検討等を踏まえ、本市が単独で公立大学法人を設立し、その法人が大学を設置・運営する方針としました。

【私立大学公立化の状況】

	大学名	開学年度	公立化年度	所在地	公立大学法人設置団体	開学当初の形態	開学時の自治体負担 （土地の無償貸与等を含んでいない例がある）
1	高知工科大学	1997	2009	高知県香美市	高知県	公設民営	高知県が250億円負担
2	静岡文化芸術大学	2000	2010	静岡県浜松市	静岡県	公設民営	静岡県が260億円、浜松市が100億円負担
3	名桜大学	1994	2010	沖縄県名護市	北部広域市町村圏事務組合	公設民営	沖縄県が10億円、名護市が53億円並びに用地7.3ha無償譲渡及び14ha無償貸与、その他11市町村が計3億円負担
4	公立鳥取環境大学	2001	2012	鳥取県鳥取市	鳥取県・鳥取市	公設民営	鳥取県及び鳥取市が100億円ずつ負担
5	長岡造形大学	1994	2014	新潟県長岡市	長岡市	公設民営	新潟県が25億円、長岡市が75億円負担
6	福知山公立大学	1950	2016	京都府 福知山市	福知山市	公私協力	福知山市が27億円負担
7	山陽小野田市立 山口東京理科大学	1987	2016	山口県 山陽小野田市	山陽小野田市	公私協力	短大設置時に山口県が2.5億円、宇部市5億円、小野田市28億円負担⇒大学改組時に山口県と小野田市が17.5億円ずつ負担
8	長野大学	1966	2017	長野県上田市	上田市	公設民営	上田市が7,000万円負担及び用地33haを無償提供（私立大学を運営していた学校法人は、上田市に編入された旧塩田町が全額出資）
9	諏訪東京理科大学	1990	2018	長野県茅野市	諏訪広域公立大学事務組合	公私協力	短大設置時に長野県が20億円、茅野市が17.5億円、その他5市町村が計4億円負担⇒大学改組時に長野県が35億円、茅野市が26.2億円負担
10	千歳科学技術大学	1998	2019	北海道千歳市	千歳市	公設民営	千歳市が78億円負担
11	周南公立大学	1971	2022	山口県周南市	周南市	公設民営	周南市（旧徳山市）が2.8億円負担及び用地3.3ha提供
12	旭川市立大学	1964	2023	北海道旭川市	旭川市	純粋私大	なし
13	東北公益文科大学	2001	2026	山形県酒田市（大学）・鶴岡市（大学院）	山形県・庄内広域行政組合	公設民営	150億円について山形県が55%、市町村が45%を負担
14	九州看護福祉大学	1998	2027予定	熊本県玉名市	玉名市	公設民営	熊本県16億円、玉名市20億円、周辺1市10町11億円、寄附金12億円

※青字は複数自治体で公立大学法人を設立した事例

（2）周辺自治体との広域連携

美作大学の教育・研究や人材育成による効果は、本市だけでなく、津山圏域をはじめとする美作地域にも広がっています。大学には、美作地域からも学生が進学し、卒業生が各地域で活躍しているほか、実習や地域活動、共同研究等を通じて、広域的な役割を担っています。

このため、周辺自治体との連携を重視し、大学の機能の広域的な活用を図ります。具体的には、地域連携の中核となる学内組織の共同運営を軸に、地域内入学・就職の促進（「18 地域内入学・就職の促進」参照）、共同研究等を通じて、人材の育成・定着と地域課題解決につなげる仕組みづくりを進めます。

これらの取組については、地域の実情や周辺自治体のニーズを踏まえて検討し、事業ごとに目的、実施主体、役割分担、必要な人員・経費、費用負担及び期待される効果等を整理します。その上で、各自治体と大学がそれぞれの役割を担い、相互に協力しながら継続的に取り組める連携体

制を構築します。

広域連携の具体的な事業内容や役割分担、費用負担等については、周辺自治体との協議を通じて具体化します。

12　市と公立大学法人の役割

（1）市の役割

本市は設立団体として、地域に必要な人材育成、教育・研究、地域貢献、学生確保、財務運営等について、公立大学に求める方向性を中期目標として示します。また、大学運営に必要な運営費交付金等の財政措置を行うとともに、公立大学法人評価委員会（「14 法人評価（1）法人評価の仕組み」参照）による業務実績の評価等を踏まえ、設立団体としての責任を果たします。

（2）公立大学法人の役割

公立大学法人は、本市が示した中期目標を踏まえて中期計画を策定し、市長の認可を受け、教育課程、研究、学生支援、地域連携、組織、人事、予算執行等について、自主的・自律的に判断し、大学運営を行います。

また、教育・研究の質の向上や学生確保、地域との連携強化、経営改善等に主体的に取り組み、持続可能な大学運営を目指します。

【津山市と公立大学法人の主な役割分担（制度設計の基本的な考え方）】

区分	津山市（設立団体）	公立大学法人
方針・計画	・公立大学に求める方向性を中期目標として示す	・中期目標を踏まえ、中期計画を策定し、大学改革や運営改善に取り組む
財政・経営	・法人の運営に必要な財政措置を行う ・業務実績の評価を行う	・予算の執行や財務・施設の管理など、大学の運営に必要な業務を行う
教育・人事	・法人の自主性･自律性を尊重する	・教育課程、研究、組織、人事等について自ら判断し、大学を運営する
説明責任	・大学の運営方針や財政措置、業務実績の評価等について市民･議会に説明する	・運営状況や教育･研究活動、財務状況等を公開し、市民･学生･地域社会に説明する

13　法人のガバナンス

（1）ガバナンスの基本方針

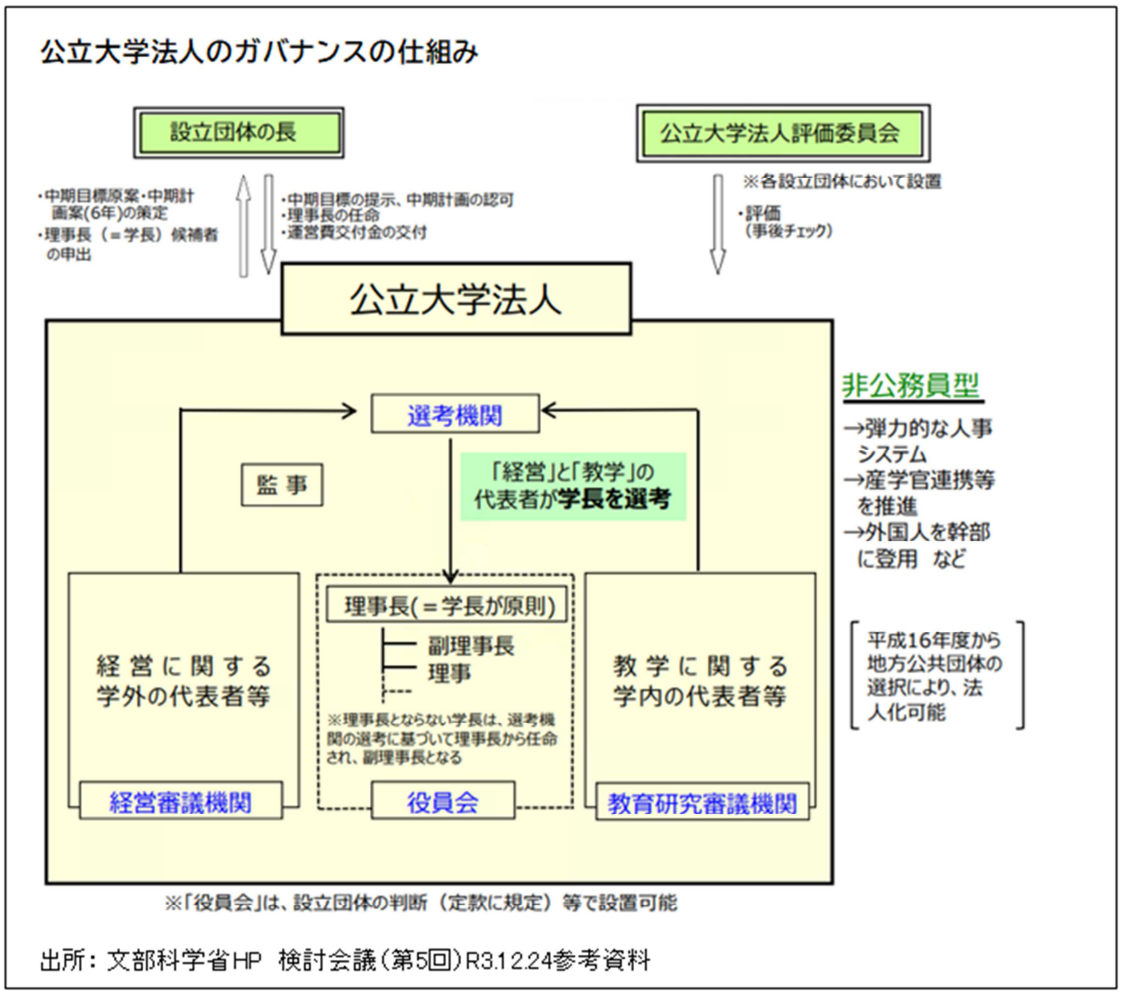
公立大学法人は、公共性の高い法人であると同時に、専門性の高い教育・研究を担う大学の設置者です。このため、経営上の意思決定を適切かつ迅速に行う仕組みと、教育・研究における専門的な判断を尊重する仕組みを両立させることが重要です。

法人の運営体制については、理事長、学長、理事等の役割や選任方法、経営及び教育・研究に関する重要事項を審議する組織、監査、内部統制、法令遵守等について、適切な制度を整備します。

（2）経営と教学の体制

理事長と学長の兼務・分離のあり方については、経営と教学の連携、意思決定の迅速性、教育・研究の自律性等に関わる重要な事項であり、他の公立大学法人の事例も参考にしながら、美作大学の規模や特色に適した体制を検討します。

また、法人運営や大学改革に地域の意見を反映できるよう、学外有識者や地域、産業界等の多様な視点を取り入れる仕組みについても検討します。



14 法人評価

（1）法人評価の仕組み

公立化後も、大学が地域に求められる役割を果たし、教育・研究の質の向上と持続可能な経営を実現していくためには、継続的な評価と改善が重要になります。

本市は、法令に基づき中期目標を定め、公立大学法人はその目標を達成するための中期計画を策定し、市長の認可を受けます。また、市長の附属機関として公立大学法人評価委員会を設置し、法令に基づく業務実績の評価等を行います。

評価に当たっては、学生募集、教育・研究、学生支援、地域貢献、財務運営等について、具体的な指標を設定し、目標の達成状況や取組の成果を多面的に検証します。主な評価指標の例は、次のとおりです。

評価分野	主な評価指標の例
学生募集	志願倍率、入学定員充足率
教育・研究	資格取得率・国家試験合格率、研究成果
学生支援	退学率、就職率、学生の満足度
地域貢献	地域からの入学者数・割合、地域への就職者数・割合、地域課題に対応した教育・研究活動、公開講座の開催数、社会人の学び直しの取組状況
財務運営	収支状況、外部資金の獲得状況、施設の維持管理状況

（2）評価結果の活用

市と公立大学法人は、それぞれの役割に応じて、中期目標・中期計画、財務状況、業務実績、評価結果、改善の取組状況等について積極的に情報公開を行い、市民や議会に対する説明責任を果たします。

公立大学法人は、毎年度、取組の進捗状況や成果、課題を把握するとともに、評価委員会による評価結果や指摘事項を踏まえて課題や要因を分析し、教育内容、組織運営、地域連携、財務運営等の改善に取り組みます。

こうした評価・改善の取組に対し、市は、法人の経営状況や改善状況を確認し、必要に応じて法人と協議するなど、設立団体として適切に関与します。

Ⅳ　地域との連携

15　地域ニーズと大学をつなぐ仕組み

（1）地域ニーズの把握

大学を地域の「まちづくりの核」として活かすためには、地域が抱える課題や人材ニーズを継続的に把握し、大学の専門性を活かした取組につなげていくことが重要です。

美作大学では、現在も地域生活科学研究所、ボランティアセンター、教員の研究室、ゼミ、学生サークル等が地域と関わり、多様な活動を行っています。こうした実績を基盤として、地域との日常的な関わりを深めるとともに、企業や関係機関、住民等の声を幅広く把握し、大学全体で共有・活用していくことが求められます。

また、美作大学の教育・研究や人材育成による効果は、本市だけでなく、周辺地域にも及んでいます。このため、本市は、周辺自治体との連携を通じて、それぞれの地域が抱える課題や人材ニーズを把握し、広域的な視点から大学の機能を活かした取組につなげます。

（2）連携を進める仕組み

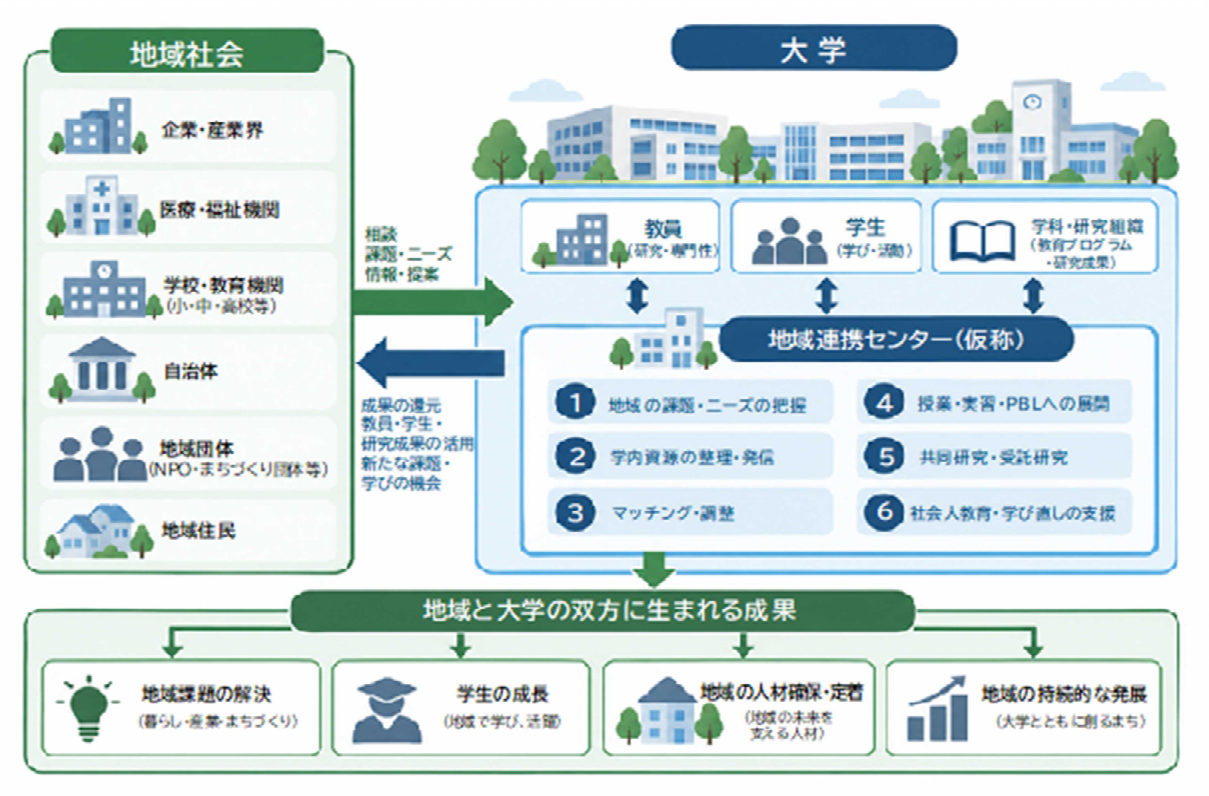
公立化後は、既存の組織や活動を活かしながら、地域連携・地域貢献に関する機能を整理し、必要に応じて統合するなど、大学と地域をつなぐ全学的な体制の構築を目指します。

具体的には、地域からの相談を一元的に受け付けるとともに、大学からも地域へ出向き、把握した課題やニーズを教員や学生、学科等につなぐ機能を想定します。また、実習やインターンシップ、ボランティア活動、共同研究等に係る地域との調整を行うほか、大学の専門分野や研究成果、地域活動等の情報を集約・発信し、地域の関係者が大学の資源を活用しやすい仕組みを整えます。市の施策に関連する課題についても、市の担当部局と大学が連携して事業を検討できる体制を目指します。

こうした機能を担う地域連携組織（地域連携センター（仮称））については、有識者検討会議で

示された役割・機能や他の公立大学の事例も参考に、既存組織の再編・統合、必要な人員や経費、財源確保の可能性等を踏まえて検討します。また、大学の機能を広域的に活かすため、周辺自治体との共同運営についても協議を進め、組織の名称や設置方法、運営体制等を具体化します。

【地域連携センター（仮称）の役割・機能のイメージ】



16　地域の企業・関係機関等との連携

（1）連携の強化と取組の充実

地域に必要な人材の育成と地域課題の解決に向け、企業、医療・福祉機関、学校、各種団体等との連携を強化し、実践的な教育・研究活動の充実を図ります。

公立化後は、美作大学のこれまでの取組実績を基盤として、地域の現場で学ぶ実習やインターンシップ、企業等の課題を扱う課題解決型学習（PBL）、教員との共同研究・受託研究、社会人向けの研修・教育プログラム等の充実を目指します。

新たな事業については、地域の需要や大学の専門性、教員体制、必要な経費、期待される効果等を踏まえ、関係者と協議しながら具体化します。

（2）連携の成果とその活用

こうした連携は、学生にとって、地域の仕事や現場を知り、専門知識を実践的に活用する機会となります。また、企業や関係機関等にとっては、学生や教員の知識・発想を課題解決に活かすとともに、将来の人材確保につながることが期待できます。大学にとっても、地域の現場から新たな教育・研究の課題を得る機会となります。

連携の成果については、協定の締結数や事業件数だけでなく、学生の学修成果、地域課題の解決への貢献、地域の人材確保への効果等を確認し、成果を地域と大学の双方で共有することで、取組の継続的な改善につなげます。

（3）大学の知的資源の適切な活用

地域課題の解決に向けて大学の知識、研究成果及び教員の専門性を活用するに当たっては、大学の教育・研究活動との両立を図るとともに、教員の労力や専門性に対する適切な対価及び必要な経費の負担を求めるなど、大学の知的資源の価値を適切に評価する仕組みを整えます。

また、研究成果や知的財産の取扱い、成果の公表・利用条件等を明確にし、大学の知的資源を適切に保護しながら、持続的な地域貢献につなげます。

17　教育機関等との連携

（1）高等教育機関との連携

地域の高等教育機関がそれぞれの特色や強みを活かして連携し、教育・研究の充実と地域の人材育成につなげます。

美作大学は食、子ども、福祉分野、津山高専は理工・情報分野に強みを持っています。両校の特色や教育上の必要性を踏まえ、単位互換や国際交流、教員・学生の交流等、連携が可能な分野で協力を進めます。また、既存の連携についても、成果と課題を確認しながら、双方にとってより有益な取組となるよう、充実を図ります。

（2）小学校・中学校・高等学校との連携

小・中・高校との連携については、大学の専門性を活かした出前授業や体験学習、大学の授業・研究に触れる機会の提供などを通じて、子どもたちの学びへの関心を高め、将来の可能性を広げます。

特に、高校との連携では、市内外の高校との高大連携を強化し、高校生が大学での学びや研究への理解を深め、進路選択につなげる機会の充実を図ります。

（3）他大学等との広域的な連携

他大学との連携については、それぞれの教育・研究の特色や地域の人材需要等を踏まえ、教員・学生交流、教育プログラム、共同研究等の分野で連携の可能性を検討します。

また、将来の人口動向や産業界等の人材需要を見据え、県内の高等教育機関がそれぞれの強みを活かし、役割を分担しながら連携していくことも重要です。このため、岡山大学が構築を進める「おかやま地域未来共創プラットフォーム」への参画などを通じ、高等教育機関や企業、団体、自治体等の多様な主体との情報共有や意見交換を図り、地域に必要な人材の育成や教育・研究機能の充実に向けた連携のあり方を検討します。

18　地域内入学・就職の促進

（1）地域からの進学促進

大学を地域の人材育成につなげるためには、学生を確保するだけでなく、地域の若者が地元で学ぶ機会を広げるとともに、市外・県外から進学した学生も含め、卒業後の地域就職や定着につなげていくことが重要です。

まず、地域の高校生等が大学の教育内容や地域で学ぶ魅力を知り、地元での進学を具体的な選択肢として考えられるよう、高校との連携やオープンキャンパス等を通じた情報発信の充実を図ります。

入学段階では、地元進学を促進するための地域枠の設定や推薦入試の活用、地元出身者等の学費負担の軽減等について、公立大学としての公平性・公正性や制度上の条件を踏まえて検討します。

また、在学中は、実習やインターンシップ、課題解決型学習（PBL）、地域活動等を通じて、学生が地域の企業や関係機関等と関わり、地域の仕事や暮らしへの理解を深めることで、卒業後の地域内就職につながる取組を進めます。

（2）地域就職・定着の促進

就職段階では、大学、産業界、自治体等が連携し、地域の企業・関係機関等とのマッチングや就職機会の確保、受入環境の充実など、学生の地域内就職を支援します。また、奨学金返還支援等の検討や、市の移住・定住、住宅、子育て等の施策との連携を通じて、地域で働き、暮らし続けられる環境づくりを進めます。卒業生の地域への再就職やUIJターン支援についても、関係機関との役割分担を踏まえて検討します。

こうした取組を通じて、大学を知ることから、進学、地域での学び、就職・定住までをつなぐ仕組みをつくり、地域の企業や関係機関等が学生の学びや成長を支え、その学生が地域で活躍する好循環を目指します。

私立大学を公立化した先行事例では、公立化後に地域内からの入学者や地域内への就職者の割合が低下した事例も見られます。このため、公立化当初から、学生総数の確保だけでなく、地域内からの入学や卒業後の地域内就職・定着の促進にも重点を置き、地域に必要な人材の確保につなげます。

Ⅴ　公立化の実現可能性

19　公立化に必要な手続

（1）検討状況

これまで、公立大学法人の設立や大学の設置者変更に必要な制度・手続について、先行事例の調査や国・県等への確認を通じて検討を進めてきました。その結果を踏まえ、必要な認可や議会手続、法人設立に向けた制度設計等を計画的に進めるための基本的な工程を整理しました。

一方、資産の移管や教職員の雇用条件、学生への経過措置等については、今後、美作学園との協議を通じて具体化・確定します。

（2）関係機関との協議

公立大学法人の設立に当たっては、地方独立行政法人法に基づき、定款を議会の議決を経て定めた上で、岡山県知事の認可を受ける必要があります。

また、美作学園から公立大学法人への大学の設置者変更については、文部科学省への大学の設置者変更の認可手続が必要です。

このほか、財産の受納・出資、中期目標、授業料等の上限を定める条例などに関する議会手続や、法人の業務方法書、中期計画、各種規程の整備、設立登記等、公立大学法人として運営を開始するための準備が必要となります。

本市では、今後も、美作学園や国・県等の関係機関との協議を通じて、必要な移行条件を確認しながら、公立化に向けた手続を進めます。

20　公立化に向けた工程

（1）公立化の目標時期

令和10年４月１日の公立化を目標とし、必要な準備や手続を計画的に進めます。

（2）移行準備

令和８年度は、公立大学として目指す理念・将来像の具体化、中期目標の骨子、法人組織・ガバナンス、資産、施設、教職員等の移行条件、学生募集や広報への影響等について、美作学園との協議や大学公立化準備委員会（仮称）での審議を通じて、制度設計と条件調整を進めます。

令和９年度は、法人設立や大学の設置者変更に向けた認可申請、定款や財産の出資等に関する議会審議、中期目標・中期計画、授業料等に関する制度の整備を進めます。あわせて、教務、入試、会計・人事システム、各種規程、広報等について、実務面での移行準備を行います。

こうした準備に当たっては、学生の教育の継続性や大学運営の安定性を確保しながら、令和 10 年４月の公立化を目指します。

21　教職員・学生等の移行条件

（1）教職員の移行条件

公立化に伴い、大学の運営主体が美作学園から公立大学法人へ変わるため、教職員の雇用や学生の教育環境等について、必要な移行条件を整えます。

教職員については、公立大学法人への雇用移行の方法、給与、勤務条件、退職手当等を整理し、教育・研究の継続に必要な人員を確保するとともに、公立大学法人として中長期的に持続可能な人員配置や給与制度となるよう、美作学園との協議を踏まえ、具体的な制度を整備します。

（2）学生の学修環境の確保

学生については、公立化によって在学生の学修、卒業、資格取得等に不利益が生じないよう、教育課程、学籍、資格課程等について必要な手続を行い、入学時に予定していた教育を継続して受けられるようにします。また、授業料や奨学金等に変更が生じる場合には、その内容や適用時期を早期に明らかにするとともに、美作学園と協議の上、必要に応じて経過措置を設けます。

一方、美作高校に設けられている「美作大学コース」や、指定校推薦制度など、入試に関わる制度については、公立大学の入学者選抜に関する制度や他の公立大学の事例を踏まえ、公立化後の取扱いを美作学園と協議しながら検討します。その際には、既存の制度を前提として進路を検討している生徒への影響にも配慮しながら、必要な対応を検討します。

22　法人運営基盤の整備

（1）制度・運営体制の整備

学校法人と公立大学法人では、適用される法制度や運営の仕組みが異なるため、公立化に当たっては、公立大学法人に必要な制度や運営体制を整備します。

具体的には、財務会計、人事・給与、契約、教務、入試等に関する制度や規程を整備するとともに、情報公開、個人情報保護、内部統制等に対応した運営体制を構築します。

（2）情報システムの整備

現在美作学園が使用している情報システムについては、教育・研究活動及び大学運営の効率化・高度化を図るため、継続利用や新たなシステムの導入、データ移行の必要性を整理し、情報セキュリティの確保と適切な運用管理体制の構築を進めます。

また、制度・システムの移行に必要な経費については、その内容や規模を把握するとともに、先行事例等も参考にしながら、美作学園と協議し、整理します。

これらの制度・運営体制や情報システムの整備については、十分な準備期間を確保し、大学運営や教育・研究活動に支障が生じることがないよう、円滑な移行を図ります。

23　資産・負債の取扱い

（1）資産の移行

公立化後の大学の運営基盤を確保するとともに、美作学園に残る事業の継続性にも配慮し、移行対象となる資産の範囲と移行条件を整理します。

公立化に当たっては、本市が美作学園から大学の教育・研究及び運営に必要となる土地、建物、設備、図書等の資産の譲渡を受け、公立大学法人へ出資する必要があります。

美作学園からは、これらの資産を本市に無償譲渡するとともに、大学運営に活用する金融資産についても公立大学法人に寄附する考えが示されています。

移管対象となる土地・建物については、資産価値や権利関係、担保設定の状況、附属幼稚園との施設利用上の関係等を確認し、公立化後の大学運営に支障が生じないよう、必要な調整を行います。

また、附属幼稚園を公立化の対象外としたことや、有識者検討会議の試算時からの金融資産額の変動等を踏まえ、大学と附属幼稚園等に係る資産を区分した上で、土地・建物・設備・図書等及び金融資産の移管範囲、方法、金額等について、美作学園と協議して確定します。

なお、今回の収支試算の時点修正では、直近の決算状況や附属幼稚園を公立化の対象外としたことに加え、これまでに公立化した大学の先行事例を参考に、公立化に伴う移行経費を考慮した結果、移管される金融資産の想定額を有識者検討会議の試算から約 2.4 億円減少の約 6 億円としています。なお、この金額は現時点での見込みであり、今後の協議によって変動する可能性があります。

（2）負債の取扱い

美作学園の既存の借入金等については、本市及び公立大学法人が引き継がないことを移行条件としています。また、教職員の公立化前の勤務期間に係る退職手当等についても、美作学園において清算されることとなっています。

Ⅵ　大学の持続可能性

24　学生確保の見通し

（1）学生確保を取り巻く状況

大学の持続可能性を確保するためには、将来にわたり安定的に学生を確保することが重要です。美作大学では、これまでも高校訪問やオープンキャンパス、進学相談等を通じて学生募集に取り組んできました。一方、今後も 18 歳人口の減少が見込まれることから、継続的な学生確保が課題となります。

私立から公立化した 12 大学では、志願者数や入学者数が増加し、入学定員充足率が改善しています。有識者検討会議においても、これらの大学の状況を分析し、学生募集における公立化の効果を確認しています。

（2）学生確保に向けた取組

公立化に伴う学生の経済的負担の軽減や認知度の向上などにより、学生確保への一定の効果が期待されます。ただし、長期的には 18 歳人口の減少が見込まれることから、大学の特色や教育内容の充実によって、継続的に学生から選ばれる大学となることが重要です。

このため、食、子ども、福祉の各分野における教育の特色を更に高めるとともに、高校との連携や入試制度の見直し、効果的な情報発信などを進めます。また、これまで中国・四国地方や沖縄県などで培ってきた学生募集の基盤を活かし、広域的な学生募集を継続するとともに、地域の高校生にとっても魅力ある進学先となることを目指します。

25　学生数と大学経営・市財政の関係

（1）大学経営への影響

公立化後の大学の主な収入は、授業料等の学生納付金と、市から交付される運営費交付金等になります。学生納付金は学生数に応じて変動するため、安定的な学生確保は、大学の収入を確保する上で重要です。

また、公立大学法人には、自主性・自律性を持った経営が求められることから、学生数の動向を踏まえ、教育の質の向上と効率的な大学運営を両立させていく必要があります。

（2）市財政への影響

公立化した場合、本市は、公立大学法人に運営費交付金等を交付する一方、公立大学の設置に伴い、国から大学運営に係る経費が地方交付税として措置されます。その算定には、「学生数」×「学部系統別の単価」が用いられ、美作大学の生活科学部が該当する「家政系・芸術系」の学生１人当たりの単価は、近年増加傾向にあります。（令和８年度は 83 万３千円、令和７年度は 81 万円。）

このため、学生数の確保は、大学の学生納付金収入だけでなく、市に対する地方交付税の算定にも影響します。

ただし、地方交付税は大学に直接交付されるものではなく、市の一般財源として交付されるため、これを原資とする市から法人への運営費交付金については、大学運営に必要な経費や自己収入、財務状況等を踏まえ、別途適切に算定する必要があります。

本市では、こうした関係を踏まえ、学生数や地方交付税単価について複数の条件を設定し、公立化後の収支を試算しました。

26　収支試算の前提

（1）試算の時点修正

有識者検討会議では、美作大学を公立化した場合の財政面での持続可能性を検証するため、公立化後 20 年間の収支の試算を行いました。

今回、その基本的な考え方を維持しつつ、公立化初年度を令和 10 年度と仮定し、令和８年度の入学者数や地方交付税単価、物価・建築単価の動向等を踏まえ、試算条件の時点修正を行いました。

（2）収支試算の条件

時点修正後の試算では、学生数について３つ、地方交付税単価について２つの条件を設定し、これらを組み合わせた６パターンで、公立化後 20 年間の収支を試算しました。

学生数は、令和８年度の入学者の状況や大学入学者の将来推計を踏まえ、入学定員充足率が 100％を維持する場合、87.5％まで減少する場合、75％まで減少する場合を設定しています。また、地方交付税単価は、一定で推移する場合と段階的に減少する場合を設定しています。

【試算条件の主な時点修正項目】

項目	有識者検討会議時の試算条件	時点修正の内容
公立化の時期	令和９年度	令和 10 年度に変更
学生数	令和７年度の入学者数及びこれに基づく将来推計	令和８年度の入学者数及びこれに基づく将来推計を反映
地方交付税単価	令和７年度の単価	令和８年度の単価を反映
運営経費	令和６年度の決算や令和７年度の物価の状況による	令和７年度の決算や現状の物価上昇等を反映
施設整備費	令和７年度の物価の状況による	令和８年度における建築単価の上昇を反映

【収支試算の６パターン】

入学定員充足率	地方交付税単価	
	一定	段階的に減少
100％を維持	パターン１	パターン４
87.5％まで減少	パターン２	パターン５
75％まで減少	パターン３	パターン６

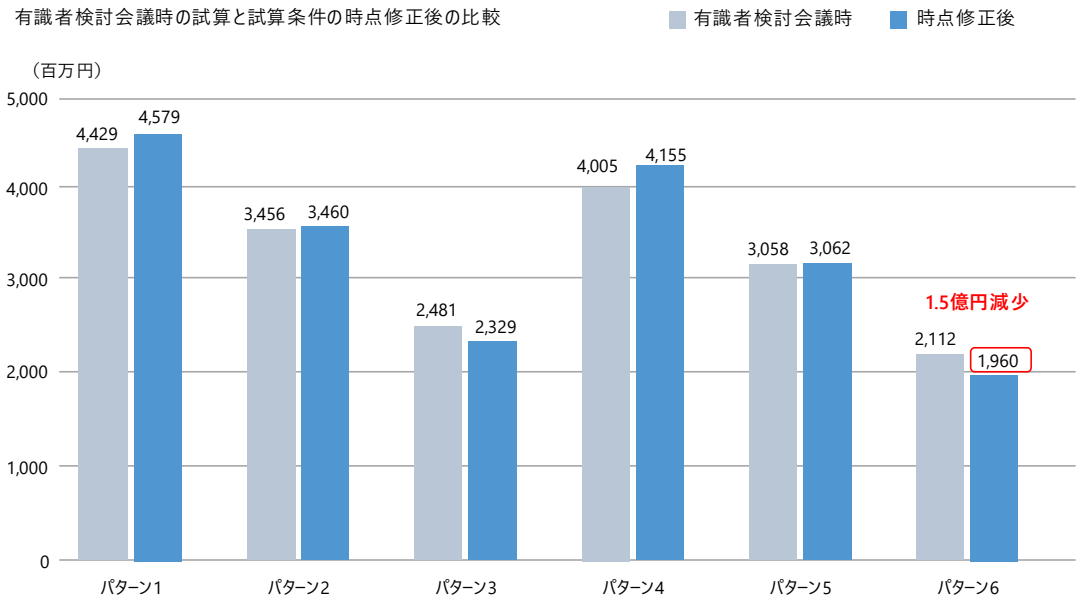
27　収支試算の結果と市の考え

（1）収支試算の時点修正

今回の時点修正では、学生数の見込みを下方修正した一方、地方交付税単価の上昇を反映した結果、試算上の運営費交付金は増加する見込みとなりました。また、物価や建築単価の上昇等を踏まえ、運営経費及び施設改修等の経費も時点修正を行いました。

これにより、公立化後 20 年間の経常収支の累計は、６パターンすべてで黒字となりました。学生数が段階的に定員充足率 75％まで減少し、地方交付税単価も段階的に減少するパターン６でも、前回試算より約 1.5 億円減少するものの、次の図のとおり、約 19.6 億円の黒字を見込んでいます。

【公立化後20年間の経常収支の累計】



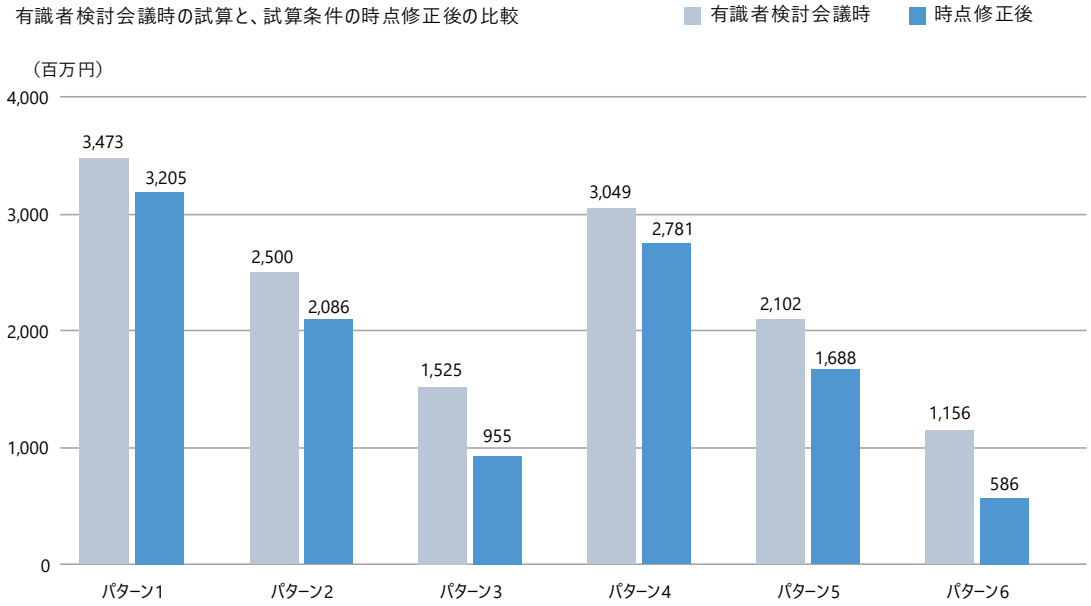
※20年間の経常収支の累計には、施設改修費や移管される金融資産は反映していません。

また、美作学園から移管される金融資産については、「23　資産・負債の取扱い」で示した考え方に基づき、今回の試算では約６億円に修正しました※。

一方、施設改修等の経費については、国土交通省の建築着工統計調査や文部科学省予算の学校施設の建築単価等を踏まえ、建築単価の上昇率を 10％と見込み、前回試算から約 1.8 億円増加の約 19.7 億円としました。

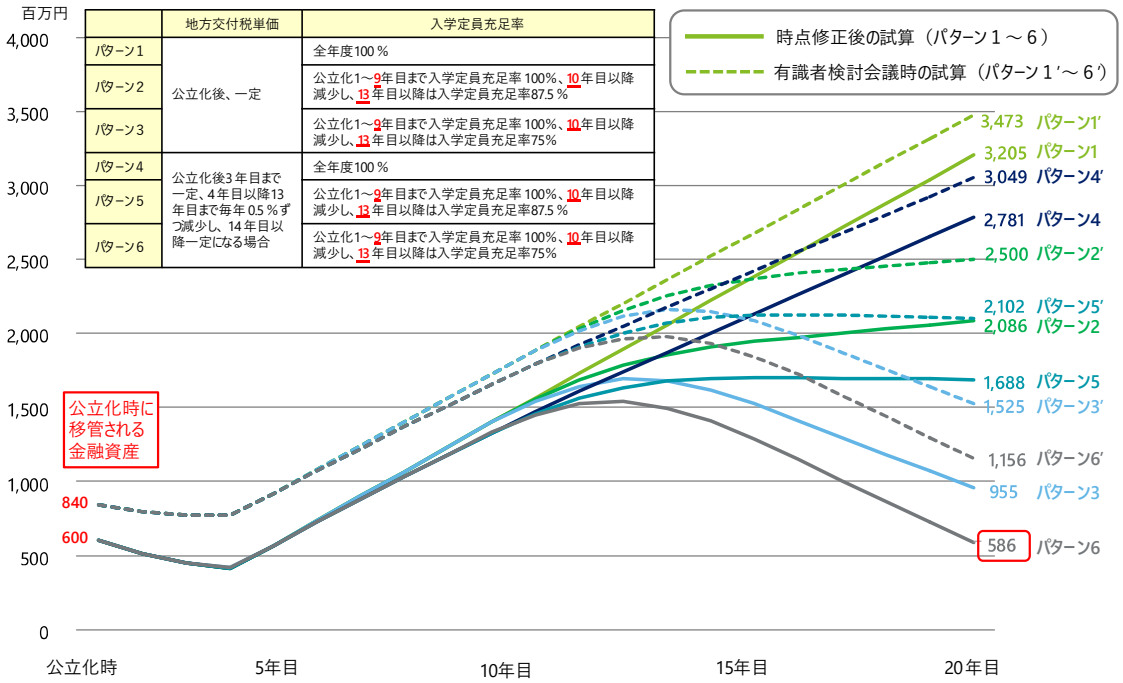
※約６億円は、試算のために仮に設定した金額であり、移管額として決定したものではなく、実際の移管額は、今後、美作学園との協議により確定します。

【施設改修費等を反映した公立化後20年間の最終的な累積収支】



※最終的な累積収支は、20年間の経常収支の累計に、施設改修費や移管される金融資産の見込みを反映したものです。

【施設改修費等を反映した公立化後20年間の最終的な累積収支の推移】



※最終的な累積収支は、20年間の経常収支の累計に、施設改修等の経費及び移管される金融資産の見込みを反映したものです。

これらを反映した 20 年間の最終的な累積収支は、６パターンすべてで黒字となりました。最も厳しい条件であるパターン６でも、前回試算から約 5.7 億円減少するものの、約 5.9 億円の黒字を見込んでいます。

（2）時点修正の結果に対する市の考え

本市では、最新の状況を反映し、学生数や地方交付税単価について複数の条件で検証した結果、公立化後 20 年間の最終的な累積収支がすべて黒字となる見通しを得ました。このことは、公立化の財政面での実現可能性を判断する上で、重要な検証結果であると受け止めています。

ただし、今回の試算は、20 年間の経常収支の累計に、移管される金融資産や施設改修等の経費を反映して最終的な累積収支を算定したものであり、将来的な施設の建替えに必要な経費の全額を含むものではありません。

また、移管される金融資産の金額は今後確定するため、その結果によって収支見通しが変動する可能性があります。

このため、今後は、資産の移管条件や運営費交付金の制度設計等を具体化する中で、引き続き収支を検証し、健全な大学経営と市の持続可能な財政運営の両立を図ります。

（3）長期的な費用・収支の見通し

公立化後の大学の持続可能性を長期的な視点から確認するため、「(1) 収支試算の時点修正」に加え、将来の建替え費用の見通しと、物価・人件費の上昇が 20 年間続くと仮定した場合の収支について検証しました。これらは、将来の費用規模や経営環境の変化による影響を把握するため、一定の条件を仮定して試算したものです。

① 将来の建替え費用の見通し

大学の持続可能性を検討する上では、20 年間の収支試算に反映した施設改修等の経費に加え、将来の建替え費用についても考慮する必要があります。

今回、「(1) 収支試算の時点修正」で示した建築単価の上昇を踏まえ、現在の施設を同規模で建て替えると仮定した場合の概算経費を時点修正しました。その結果、建築費と解体費を合わせた金額は、有識者検討会議時の約 140 億円から約 154 億円となりました。

ただし、この金額は、将来の建替えに係る費用規模を把握するためのものであり、公立化時や今後 20 年間に全額を支出する計画を示すものではありません。

【更新経費の時点修正】

項目	有識者検討会議時	時点修正後
同規模で建て替える場合の概算経費	約 140 億円	約 154 億円
建替えに係る建築単価（1 ㎡当たり）	52 万円	57.2 万円

② 物価・人件費の上昇が 20 年間続くと仮定した場合の収支の見通し

有識者検討会議の試算では、物価・人件費の上昇による支出の増加を公立化後 3 年間見込み、その後は一定としていました。今回、長期的な物価・人件費の上昇が大学経営に与える影響を確認するため、学生数が段階的に定員充足率 75％まで減少するパターン６を基に、これらが 20 年間、毎年２％上昇すると仮定した試算を行いました。

この試算では、物価・人件費の上昇が地方交付税の算定にも反映される可能性や学生納付金の引上げも仮定するとともに、施設改修費についても長期的な物価上昇の影響を考慮し、収入・支出の両面から影響を確認しました※１。

なお、今回の試算で設定した物価・人件費や地方交付税単価の上昇率、学生納付金の引上げは、いずれも試算上の仮定であり、将来の上昇率や引上げが決まっているものではありません。

【物価・人件費の長期的な上昇を踏まえた収支と施設改修費の比較】

比較項目	有識者検討会議時の試算	今回の試算
物価・人件費	公立化後 3 年間は年 2%上昇し、その後は一定	公立化後 20 年間、年 2%上昇
地方交付税単価	物価等の上昇に伴う増加を見込まない	公立化後 20 年間、年 2%上昇
学生納付金	引上げを見込まない	公立化後 6 年目に年額 5 万円引上げ
20 年間の経常収支の累計	21.1 億円	21.6 億円（0.5 億円増加）
20 年間の施設改修費	18.0 億円	23.6 億円（5.6 億円増加）
移管される金融資産の見込み	8.4 億円	6.0 億円（2.4 億円減少）
20 年間の最終的な累積収支	11.6 億円	4.0 億円（7.6 億円減少）

今回の試算では、20 年間の経常収支の累計は約 21.6 億円の黒字となり、有識者検討会議時の約 21.1 億円と大きく乖離しない結果となりました。

一方、施設改修費については、長期的な物価上昇の影響を考慮した試算では、有識者検討会議時の見込みから約 5.6 億円増加する結果となりました。

これらに移管される金融資産の見込みを反映した 20 年間の最終的な累積収支は、約 4.0 億円の黒字となり、有識者検討会議時の約 11.6 億円から約 7.6 億円減少する結果となりました。ただし、今回の試算には、学生数や地方交付税単価等の時点修正も反映しており、前回試算との差額は、物価等の上昇が継続することによる影響だけを示すものではありません。また、施設改修費や移管される金融資産の金額等は今後変動する可能性があります。

実際の大学運営に当たっては、物価・人件費や地方交付税単価等の動向に加え、施設改修に必要な経費や収支状況を継続的に確認しながら、経費の適正化や外部資金の獲得に取り組むとともに、必要に応じて学生納付金の見直しを含め、収入・支出の両面から対応を検討します※２。

※１　物価・人件費及び地方交付税の上昇率の考え方

物価・人件費の上昇率は、日本銀行の物価安定目標や内閣府の「中長期の経済財政に関する試算（令和８年７月 30 日経済財政諮問会議提出)」を参考に年 2.0%と仮定しました。

また、地方交付税単価についても、内閣府の「経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和８年７月 21 日閣議決定)」において、予算編成に物価・賃金上昇等を的確に反映し、必要な財政需要に確実に対応するとされていること、「中長期の経済財政に関する試算（令和８年７月 30 日経済財政諮問会議提出)」の 2040 年までの推計では、地方交付税の伸びを年平均 2.26%増と想定していることを踏まえ、物価や人件費の上昇が将来の算定に反映される可能性を考慮し、年 2.0%の上昇を仮定しました。

※２　長期的な経費上昇への対応の考え方

施設改修費については、改修の実施時期や内容、今後の物価動向等によって必要な経費が変動するため、大学の施設の状況等を踏まえ、計画的な維持管理・改修を進める必要があります。

また、学生納付金については、公立化後６年目に年額５万円の引上げを仮定していますが、近年は、岡山大学など、国立大学においても授業料を引き上げる動きが見られ、公立大学でも、国立大学の標準額を上回る学生納付金を設定している事例があります。

こうした状況も踏まえ、長期的には物価・人件費や施設の維持・改修に必要な経費の動向等を踏まえ、学生負担にも配慮しながら、必要に応じて学生納付金の適切な見直しを含め、収入・支出の両面から対応を図ることが考えられます。

【参考】国公立大学の授業料等の設定状況

大学等	授業料（年額）	入学金	備　考
国立大学の標準額	535,800 円	282,000 円	入学金は 2002 年度以降、授業料は 2005 年度以降据置き
岡山大学	642,960 円	282,000 円	2027 年度の学部入学生から授業料 20％引上げ
長野大学※	580,000 円	282,000 円（地域内） 423,000 円（地域外）	教育充実費を別途年額 6 万円徴収
旭川市立大学※	535,800 円	210,000 円（市 内） 300,000 円（市 外）	保健福祉学部では施設設備費・実験実習費を別途年額 20～30 万円徴収

※私立から公立化した大学

28　健全な財政運営

（1）基本方針

公立化後は、公立大学法人が自主性・自律性を持って大学を運営し、市は設立団体として必要な財政措置を講じながら、健全な財政運営を図ります。

公立大学法人は、安定的な学生確保や業務の効率化に取り組むとともに、共同研究、受託事業、寄附、科学研究費助成事業等による外部資金の獲得を進め、教育・研究や地域貢献に必要な財源の確保に努めます。

本市から公立大学法人への運営費交付金については、必要な経費や自己収入、財務状況等を踏まえ、教育・研究機能の維持・向上と健全な経営の両立が可能な算定方法を検討します。その際、外部資金の獲得など、法人の経営努力が教育・研究活動の充実につながる仕組みを検討します。

また、大学運営や施設整備等に当たっては、ふるさと納税制度をはじめ、活用可能な交付金や地方債等の財政支援制度を検討し、本市の財政負担の軽減を図ります。

（2）中長期的な財務管理

公立大学法人は、施設の利用状況等を踏まえ、既存施設の有効活用や長寿命化、施設規模の適正化等について、本市と協議しながら計画的な整備を進めます。

一方、本市は、公立大学法人の収支や財務状況、学生数、施設整備に必要な経費等を継続的に把握し、大学運営に伴う支出や地方交付税措置を踏まえ、市財政への中長期的な影響を確認します。また、将来の施設整備に必要な財源を計画的に確保するため、基金の創設・活用についても検討します。

こうした取組を通じて、公立大学法人の健全な大学経営と市の持続可能な財政運営の両立を図るとともに、財政状況や今後の見通しについて、市民・議会に分かりやすく示します。

29　経営環境の変化への対応

（1）経営リスクの把握

大学運営は、学生数や地方交付税単価、物価・人件費、施設整備費等の変動によって影響を受けます。

このため、公立化後も、これらの動向が公立大学法人の収支や本市の財政負担に及ぼす影響を継続的に確認するとともに、必要に応じて中長期的な収支試算を見直し、経営上のリスクを早期に把握します。

（2）経営環境の変化に応じた対応

学生数や収支が想定を下回るなど、経営環境が大きく変化した場合には、その要因や影響を分析し、学生の確保策や大学運営、教育組織のあり方等について、必要な見直しを行います。

本市は、公立大学法人と経営上の課題や将来の見通しを共有し、法人の自主性・自律性を尊重しながら、必要な対応を協議します。その際、大学が地域に果たす役割と本市の財政負担の双方を踏まえ、持続可能な大学運営の確保を目指します。

Ⅶ　公立化に関する市の判断と今後の進め方

30　大学の存続に向けた方策の比較

（1）存続方策の比較

本市では、美作大学の今後のあり方について、公立化だけを前提とするのではなく、複数の方策を比較・検討してきました。

有識者検討会議では、更なる自助努力による私立大学としての存続、他法人への経営譲渡、市による独自支援、広域での取組、公立化等について、実現可能性や持続可能性、地域への効果等を踏まえた比較・検討が行われ、大学の存続に向けて公立化が最も実現可能性の高い方策であるとの提言が示されました。

本市においても、この提言を踏まえ、その後の大学の経営状況や地域の実情、各方策の実現までに要する期間、本市の財政負担等を考慮し、各方策を比較・検討しました。

私立大学としての存続については、美作学園による運営を継続できる一方、18 歳人口の減少が見込まれる中、経営努力だけで学生確保や財務基盤の安定を図り、将来にわたり大学を維持することは難しいと判断しました。

他法人への経営譲渡については、美作大学の立地条件や学部・学科構成、地方の小規模大学を取り巻く経営環境等を踏まえると、引受先の確保は容易ではなく、譲渡条件の調整にも相応の期間を要することが課題となります。

市による独自支援については、公立大学の設置に伴う地方交付税は交付されず、原則として市の単独負担となるため、継続的な支援によって大学の安定的な存続を図ることは、本市の財政負担の面で大きな課題があります。

また、広域での取組のうち、周辺自治体との大学の共同設置については、設立や運営に係る合意形成等の課題があることから、本市による単独設置と具体的な事業を通じた広域連携を組み合わせる方針としました。

なお、有識者検討会議の報告書受領後も、全国で私立大学の学生募集停止の動きが続いているほか、国においては、少子化を踏まえた私立大学の再編・統合や規模の適正化を推進する方向性が示されています。

こうした動向も踏まえ、公立化以外の存続方策について、有識者検討会議で示された課題や実現可能性に関する評価を変更する状況にはないと判断しました。

（2）公立化を選択した理由

公立化については、本市が設立団体としての責任や財政負担を担う一方、授業料等の負担の軽減による学生募集への効果や、地方財政措置を活用した財務基盤の強化が期待できます。また、本市が大学の将来像や地域における役割に関与し、教育・研究機能の充実や地域連携を推進できることも重要な利点です。

公立化後も、継続的な学生確保や施設の維持・更新などに取り組む必要がありますが、こうし

た課題を踏まえても、大学の存続と機能強化を両立させる上で、公立化が他の方策よりも実現可能性の高い選択肢であると判断しました。

31　公立化を推進する総合判断

（1）検討・検証の総括

本市では、有識者検討会議の提言や市民・関係団体等の意見を踏まえ、本年８月 31 日に示した５項目について、具体的な検討・検証を進めてきました。

その結果、大学の将来像については、既存の教育・研究分野を基盤とした大学改革の方向性を整理し、附属幼稚園は公立化の対象としない方針としました。大学の運営体制については、本市単独で公立大学法人を設立し、法人の自主性・自律性を尊重することとしました。一方、周辺自治体とは、地域連携組織の共同運営を軸に、広域連携を推進する方向性を整理しました。

公立化の実現可能性については、令和 10 年４月を目標とした基本的な工程や必要な手続を、国・県等との協議を通じて確認しました。また、大学の持続可能性については、複数の条件を考慮した収支の時点修正を行い、財政面での実現可能性を判断する上で、一定の見通しを得ることができました。

一方、資産の移管や法人の制度設計のほか、将来の学生確保や施設更新等については、引き続き具体化・検証すべき事項があり、今後も継続的に対応していく必要があります。

（2）公立化の判断

美作大学は、美作地域唯一の４年制大学として、地域に必要な専門職人材の育成や若者の定着、地域経済への貢献など、地域社会を支える重要な役割を担っています。

本市では、こうした大学の機能を将来にわたり維持・強化し、地域を支える「まちづくりの核」として活かしていくことが重要であると捉えています。

これまでの検討・検証により、公立化には課題やリスクがあるものの、大学の存続と機能強化を図り、地域の持続的な発展につなげていくためには、公立化が最も現実的かつ適切な方策であると判断しました。

今後は、公立化を大学改革の契機として、これまで培ってきた教育・研究の質を高めるとともに、地域との連携を深め、学生から選ばれ、地域と共に発展していく大学づくりを進めます。

32　公立化に伴う市の責任

（1）設立団体としての責任

本市は、公立大学法人の設立団体として、大学の自主性・自律性を尊重しながら、その運営に必要な財政措置を講じるとともに、人材育成や地域貢献など、大学が地域に求められる役割を果たせるよう、公立化の実現とその後の安定的な大学運営に向け責任を持って関与します。

また、学生確保や財務状況、施設の維持・更新等の課題について、公立大学法人と将来の見通しを共有し、市財政への影響も踏まえながら、公立大学法人の健全な経営と市の持続可能な財政運営の確保に努めます。

（2）市民・議会への説明責任

大学の財務・運営状況や改革の進捗、地域にもたらす成果、市の財政負担等について、市民・議会に継続的かつ分かりやすく説明し、大学運営の透明性の確保と市民・議会の理解の促進に努めます。

33　公立化に向けた今後の進め方

（1）法人設立の準備

本市は、令和 10 年４月の公立化を目標として、これまでに整理した方針や移行条件を踏まえ、公立大学法人の設立と大学の設置者変更に向けた制度設計、関係機関との調整、実務面の準備を計画的に進めます。その際には、学生の教育環境と大学運営の継続性の確保を重視します。

（2）関係者との協議

美作学園とは、資産の移管や教職員の雇用、学生の教育環境等に関する移行条件の具体化を進めます。また、公立化の対象外とした附属幼稚園についても、公立化後の大学との連携方法や、共用施設等の取扱いについて調整します。

周辺自治体とは、地域内入学・就職の促進や共同研究等の具体的な連携事業に加え、地域連携組織の共同運営について協議を進めます。

また、岡山県や文部科学省等の関係機関とは、公立大学法人の設立や大学の設置者変更に必要な手続について引き続き調整を行います。

今後は、こうした協議や準備を進め、必要な議会審議等を経ながら、公立化の実現を目指します。

美作大学の公立化に向けた主なスケジュール（予定）

令和10年４月の公立化を目標に、必要な審議・議決・認可手続等を進めます。

令和9年1月頃～	大学公立化準備委員会（仮称）の設置・審議
令和9年6月定例会	**【議会議決】定款、財産の受納・出資、評価委員会設置条例等**
令和9年8～9月頃	岡山県への法人設立認可申請 文部科学省への大学設置者変更認可申請
令和9年8～11月頃	公立大学法人評価委員会の設置・中期目標等の審議
令和9年11～12月頃	公立大学法人設立・大学設置者変更の認可（想定）
令和9年12月定例会	**【議会議決】中期目標、料金の上限を定める条例等**
令和10年4月	美作大学の公立化（公立大学法人による運営開始）

※認可申請・認可の時期は現時点の想定であり、関係機関との協議等により変更する場合があります。

34　市民意見の募集

（1）意見募集の目的

本方針について、美作大学の公立化を推進する本市の判断や大学の将来像、今後の取組等に対する市民の意見を幅広く伺い、公立化に向けた準備や今後の大学づくりに活かします。

（2）意見の反映

寄せられた意見については、その内容と市の考え方を整理して公表するとともに、必要に応じて本方針案の修正や今後の制度設計等に反映します。

また、引き続き市民・議会への情報提供と対話を重ね、大学と地域が共に発展する大学づくりにつなげます。